

大規模小売店舗立地法に係る届出

1 対象店舗

大規模小売店舗とは、一つの建物〔注〕で、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 m²を超えるものを言います。

大規模小売店舗の新設（床面積の変更や建物の用途変更により大規模小売店舗となる場合を含む。）又は変更を行う場合は県への届出が必要であり、県は出店地域の生活環境の保持の観点からの調整を行います。

〔注〕「一つの建物」には次のものを含みます。（『大規模小売店舗立地法施行令』第1条）

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物（上記①、②に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

2 届出人

大規模小売店舗の新設又は変更の届出人は、その建物の設置者（設置予定者）です。

3 届出の事前準備

新設又は変更の届出を予定している場合は、届出の2か月前を目途に、県へ『大規模小売店舗計画概要書』を提出し、事前相談を行ってください。

※提出先・部数 県：南信州地域振興局 商工観光課 13部

4 届出と開店・変更制限

大規模小売店舗の新設の場合は『大規模小売店舗届出書』、変更の場合は『変更届出書』に、それぞれ必要な書類を添付して県に提出してください。

※提出先・部数 南信州地域振興局 商工観光課 15部（変更の場合一部例外あり。）

なお、原則として新設又は変更の届出の日から8か月を経過しなければ開店できません。（変更の場合一部例外あり。）

5 地元説明会

届出をした者は、届出の日から2か月以内に、近接住民に周知するための説明会を開催しなければなりません。（変更の場合一部例外あり。）

6 届出の手引きと様式

届出の手引きと様式は、長野県ホームページ「大規模小売店舗立地法届出の手引き&様式」からダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ritti-it/sangyo/shokogyo/keiei/kouryu/ritchiho/tebiki.html>

問い合わせ先

商業観光課 商業流通係 電話 22-4511 内線 4652